

キャッシュレス化に向けた方策

平成26年12月26日

内閣官房

金融庁

消費者庁

経済産業省

国土交通省

観光庁

平成26年6月24日に取りまとめられた「日本再興戦略改訂2014」においては、「2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催等を踏まえ、キャッシュレス決済の普及による決済の利便性・効率性向上を図る。」旨盛り込まれたところである。

キャッシュレス決済については、事業者にとって現金取扱い業務の削減や、消費者や外国人観光客にとって現金引き出し等の手間の削減や取引決済の安全性の向上、地域における買物弱者や介護が必要な高齢者にとっての利便性の向上、行政分野における徴収や給付事務の効率化、決済に伴って得られるビックデータの活用等による販売機会の拡大など、幅広い分野において様々な効果が期待されるものである。

そのため、キャッシュレス決済の普及による利便性や効率性の向上については、2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けた環境整備に止まらず、キャッシュレス決済の促進が商取引の活性化や新たなビジネスの創出にも資することから、今後の日本経済の成長に向けて、官民が一体となって取り組んでいくべきものである

こうした観点から、関係省庁において検討を進めてきた結果、今後の対応策について、以下のとおりとりまとめる。

1. 訪日外国人向けの利便性向上等

(1) 海外発行クレジットカード等での現金引き出しが可能な ATM の普及 【観光庁、金融庁】

訪日外国人が増加傾向にある中で、彼らが日本国内で容易に現金が引き出せるよう国内の銀行やコンビニエンスストア等に設置されている ATM を海外発行カード対応にすることが望まれている。

(注) 従来から、ゆうちょ銀行(2000年～)、セブン銀行(2007年～)等、一部の銀行の ATM においては海外発行クレジットカード等に対応していた。

① 「日本再興戦略改訂」策定後の進捗

- 昨年12月、メガバンク3行は「海外発行クレジットカードに対応する ATM の設置の取り組み」を進める旨表明し、2015年度から順次設置を進めるべく準備が進んでいる。
- 地方銀行についても、一部において、セブン銀行と連携しての ATM の設置がされている。また、イオン銀行においては、これまでも一部の ATM において海外発行クレジットカード等に対応していたが、既存 ATM の改修を本年6月以降も引き続き進め、対応可能 ATM を増加させている。
- コンビニエンスストア等については、本年12月、ATM 設置運営事業者のイーネットがファミリーマート等コンビニエンスストアやスーパー等に2016年春から順次設置する旨表明した。
また、ローソンに ATM を設置するローソン ATM ネットワークについても、現在、同時期での取扱いを開始すべく準備しているところ。
- 海外発行クレジットカード等対応 ATM の設置拡大に向けて、金融庁は、銀行業界団体を通じて検討を促すとともに、経済産業省、観光庁においても、銀行業界団体、コンビニ ATM 設置運営事業者に対し、地方銀行及びコンビニエンスストアにおける設置拡大を依頼したところである。

② 今後の対応

(政府の取組)

- 各業界による ATM の効率的な設置の一助として外国人旅行者が多い観光地を特定することを支援するため、外国人宿泊の実績について、各業界に対して市町村単位でのデータの情報提供を行う。

【観光庁】

- 銀行・コンビニエンスストアなどを所管する省庁等においては、問題意識を各業界と共有し、引き続き、必要に応じて、業界に対して積極的な取組を働きかける。【金融庁、経済産業省、観光庁】
- 銀行やコンビニの管理するATMで海外発行クレジットカード等を利用する際、銀行やコンビニが、利用者からATM利用の手数料や使用料を受け取ることが、金融業法との関係上、問題がないことについて明確化する。【金融庁】

(民間に期待される取組)

- 一部の銀行、コンビニエンスストアなどで始まっている取組について、システム投資を始めとしたコスト負担に留意をし、外国人旅行者が多い観光地への設置や、他の金融機関とのタイアップなどにより、経営上の合理性を確保しつつ、より広がることが期待される。
- また、可能な限り、表示や使用方法を分かりやすくする等、外国人にとって使いやすいスペックとすることが望まれる。

(2) クレジットカード等使用可能店舗での表示促進【経産省、観光庁】

国内店舗では、クレジットカードが使用可能にもかかわらず、表示が見づらく分かりづらいため、特に訪日外国人には利用可能なのかどうか分かりづらいため、表示の促進が望まれている。

①「日本再興戦略改訂」策定後の進捗

- 本年7月より、日本政府観光局（JNTO）のホームページやWeb マガジン広告において、クレジットカードを利用できる場所等を掲載している。
- 本年6月には、（一社）日本クレジット協会が各百貨店の協力のもと希望する全国の百貨店各店舗に、顧客にクレジットカード等使用可能店舗であることを示すための「卓上スタンド型広告（POP）」を配布したところである。

②今後の対応

（政府の取組）

- 上記取組について、百貨店以外の店舗（商店街等）に対して、使用可能店舗である旨の表示の促進を図る【経産省】
- 外国人旅行者に対する我が国のクレジットカード等利用環境について、海外ガイドブック等への情報発信を行う。【観光庁】

（民間に期待される取組）

- 上記 POP 等のツールも活用しつつ、各店舗や銀行、公共交通機関などが、クレジットカードを利用できる旨の表示を進めることが期待される。
- また、（一社）日本クレジット協会においては、百貨店での上記 POP 表示等これまでの取組の効果を検証し、百貨店以外での展開を国際ブランドと共に検討することが望まれる。

(3) 地方商店街や観光地等でのクレジットカード等決済端末の導入促進 【経産省、観光庁】

商店街や観光地にて買い物等を行う際、クレジットカードが使えない店舗が多いことから、カード使用環境の整備（クレジットカードが使用可能な店舗の拡大）が望まれている。

①「日本再興戦略改訂」策定後の進捗

- 経済産業省は、地方商店街における決済システムの構築を目指し、平成25年度補正予算「商店街まちづくり事業」を活用し、合計22の地域において決済端末の導入を決定した。現在、平成26年度予算「地域商業自立促進事業」等の執行を進めている。

②今後の対応

（政府の取組）

- 引き続き、商店街等におけるクレジットカード利用環境の整備を進める。具体的には、本年度内においては、上記今年度予算の執行を進めるとともに、引き続き、普及拡大に向け所要の措置を講ずる。【経済産業省】

（平成26年度に使える予算）

- ・「商店街まちづくり事業」（平成25年度補正予算：127億円）
- ・「中心市街地活性化事業」（平成25年補正予算：45億円）
- ・「中心市街地再興戦略事業費補助金」（平成26年度予算：7億円）
- ・「地域商業自立促進事業」（平成26年度予算：39億円）

(4) 海外発行クレジットカード等での交通系カードの利用環境の整備 【国交省（観光庁含む）、金融庁、経産省】

訪日外国人は入国時に日本円を保有していない場合があるため、海外発行クレジットカードでの利便性の促進が望まれる。

交通系 IC カード（Suica など）は、鉄道を利用する際の切符購入の手間が省けることから、日本の鉄道に慣れていない訪日外国人の利便性向上に資するものである。このため、海外発行クレジットカード等での交通系カードの利用環境の整備を進めることが望まれている。

①「日本再興戦略改訂」策定後の進捗

○交通系 IC カードの利用環境の整備について、成田空港や羽田空港では、

- ・ 駅等でのポスター掲示やパンフレット配布に加え、(株)パスモが新たに空港でもパンフレットの配布を実施。
- ・ 駅係員が翻訳アプリ搭載のタブレット端末を携帯。
- ・ 駅係員の研修を実施。

○8月には JR 関西空港駅にて、「外国人専用のみどりの窓口」が設置された。

○検討の過程の中で、顧客がこれら IC カードをクレジットカード等で購入すると、交通系 IC カード発行会社は、クレジットカード会社に手数料を支払うことが必要となるが、その IC カードの購入者が店舗等で使用した場合には、「逆ざや」が生じることが、重要な問題であることが明らかとなった。

②今後の対応

（政府の取組）

○交通系 IC カード発行会社等への働きかけを含め、海外発行クレジットカードでの交通系 IC カードの購入等を可能とする取組みについて促進を行う。【国土交通省、経済産業省】

○空港での払戻しの環境整備について、成田・羽田両空港における窓口の活用の促進も含め、空港でのパンフレットの配布、ポスター掲示での対応を行う。【国土交通省（観光庁含む）】

○金融庁は、前払いカードの外国人観光客などへの払戻しに関する資金決済法の適用について明確化する。

【金融庁】

（民間に期待される取組）

○交通系 IC カード発行会社においては、海外発行クレジットカード

等での IC カード等を購入できる環境整備を進めることが期待される。

JR 東日本は、成田空港において、JR 西日本は、関西空港において、パスポート確認を行う面前での販売を前提にした実現に向けて、関係者とともに検討を進めることが期待される。

(5) 百貨店における面前決済の一般化【経産省】

外国人観光客が百貨店にてカードで買い物を行う際、店員が決済の処理のためにカードを持って顧客の目の届かない奥のレジで処理することについて、外国人観光客が不安を感じるという課題がある。この点の解決に向けて「その場」(面前)での決済が望まれている。

①「日本再興戦略改訂」策定後の進捗

- 本年8月、日本百貨店協会では、面前決済の一般化に向けて、協会内に検討委員会を設置し、本件の検討を最優先で行うこととした。
- 主要な百貨店の中では、携帯端末等を導入し、一部の売り場にて面前決済を実施している。

(参考：面前決済の実施に向け、携帯端末を導入している百貨店の例)

- ・三越伊勢丹HD：日本橋三越本店、銀座三越、伊勢丹新宿店等28店舗
- ・大丸松坂屋百貨店：大丸心齋橋店・東京店等、松坂屋名古屋店・上野店等8店舗
- ・高島屋：日本橋店、新宿店、大阪店等16店舗
- ・そごう・西武：池袋本店、渋谷店、横浜店、神戸店、広島店等24店舗
- ・阪急阪神百貨店：阪急うめだ本店、阪神梅田本店等9店舗
- ・近鉄百貨店：本店、上本町店、奈良店等7店舗
- ・小田急百貨店：新宿店、町田店、藤沢店の3店舗
- ・東武百貨店：池袋店、船橋店の2店舗

(各種報道等をもとに経済産業省がまとめたもの。)

②今後の対応

(政府の取組)

- 上述の問題意識を共有し、必要に応じ百貨店業界に対して取組の促進を働きかける。【経済産業省】

(民間に期待される取組)

- 上記協会は、なるべく早期に前向きな結論を出し、業界全体として面前決済に変更することが期待される。その際、一定の投資負担があることに留意し、経営上の合理性を確保しつつ、積極的に進めることが望まれる。
既に都市部における外国人観光客が多い店舗においては、面前決済の導入が始まっており、本取組が業界全体に広がることが期待される。

2. クレジットカード等を安全に利用できる環境整備

(1) クレジットカード決済システムの乱用防止（悪質な加盟店の排除等）【経産省】

加盟店契約専門業者や決済代行業者が増加し、クレジットカード取引構造が変化する中、悪質な販売業者がクレジットカード取引を利用可能な環境。このため、制度上、加盟店契約を締結する主体等を位置づけ、加盟店の調査を求めるなどにより、悪質な加盟店を排除することが必要である。

①「日本再興戦略改訂」策定後の進捗

- 本年9月末以降、割賦販売法の見直しに係る審議会を開催。関係する事業者間の取引実態や消費者相談の動向を踏まえつつ、悪質加盟店の排除に向け必要な措置を検討。
- 業界団体である（一社）日本クレジット協会に対し、既存の加盟店情報交換制度（登録された悪質加盟店に係る情報を共同利用することにより、クレジットカード事業者の加盟店調査の精度向上を図るもの）の更なる活用について検討を要請。

②今後の対応

（政府の取組・民間に期待される取組）

- 審議会における中間的な論点整理を踏まえ、加盟店調査等の悪質加盟店の排除に必要な措置について具体化を進める。
- （一社）日本クレジット協会において、加盟店情報交換制度について、クレジットカード事業者からの積極的な情報提供や加盟店調査への活用を促すとともに、活用状況等に係る実態調査を行い、運用強化策について検討を進める。

(2) クレジットカード番号や個人情報管理等のセキュリティー対策強化【経産省】

我が国における近時の大型のクレジットカード情報漏洩事案は、いずれも加盟店からの流出によるものであり、クレジットカード会社のみならず、加盟店についても、クレジットカード番号等の適切管理が必要である。

①「日本再興戦略改訂」策定後の進捗

- 業界団体である（一社）日本クレジット協会に対して取組の具体化を要請。
- 本年9月末以降、割賦販売法の見直しに係る審議会を開催。クレジットカード番号等の適切管理に向け、必要な措置を検討。

②今後の対応

（政府の取組・民間に期待される取組）

- （一社）日本クレジット協会において、クレジットカード番号等の非保持化のための取組等を検討した上で、その加盟店への導入推進を目指す。
- 審議会における中間的な論点整理を踏まえ、必要な措置について結論を得るとともに、関係する事業者団体等からなる会議体を設置し、セキュリティー対策の強化を実効的に進めるための具体的な取組について検討する。

(3) クレジットカード及びクレジットカード決済端末の IC 化並びに、POS 端末を含むキャッシュレス決済端末のセキュリティー仕様の標準化【経産省】

カードの偽造対策のため、全世界規模で、クレジットカード取引の IC 化が進む中、我が国においても、発行カードの IC 化、読取端末の IC 対応を計画的に進めることが必要である。

読取端末の IC 化については、中小企業が利用する共同利用端末と比べ、大手企業がオーダーメイドで調達する POS 端末の対応が遅れており、IC 対応部分のモジュール化や仕様のガイドライン化を通じて、IC 対応を進めていくことが望まれる。

①「日本再興戦略改訂」策定後の進捗

○発行クレジットカードの IC 化については、現行目標の「2016 年に 80%」に加え、新たに「2020 年に 100%」を目指すよう、業界団体である（一社）日本クレジット協会に働きかけを実施。

○POS 端末の IC 対応については、関係するカード事業者、国際ブランド、流通事業者、POS 端末開発業者等と、IC 対応部分のモジュール化や仕様のガイドライン化の実現可能性、調整の進め方に係る検討を実施。

②今後の対応

（政府の取組・民間に期待される取組）

○発行クレジットカードの IC 化については、（一社）日本クレジット協会において、「2020 年に 100%」を目指すことを決定し、具体的な計画の策定に着手。

○POS 端末の IC 対応については、関係する事業者団体等からなる会議体を設置し、IC 対応部分のモジュール化や仕様のガイドライン化の検討を進め、この結果を基に流通事業者等の IC 対応に向けた取組を促す。

(4) 消費者教育の充実によるキャッシュレス決済の適切な使い方に関する理解の増進【経産省、消費者庁】

決済のためのカードの利用は非常に便利である一方で、間違った理解・使い方をすると、大きな問題に発展するため、正しい知識が必要である。これから社会に出る学生や既に使用している社会人等への正しい使用方法や管理等に係る知識の普及が必要である。

○今後の対応

(政府の取組)

- 平成 24 年に成立した「消費者教育の推進に関する法律」に基づき設置された消費者教育推進会議においては、消費者教育の総合的、体系的かつ効果的な推進方策について幅広く議論を行っている。消費者教育推進会議での議論も踏まえ、金融・経済教育についても関係機関と連携しながら推進していく。【消費者庁】
- また、消費者教育ポータルサイトにおいて、クレジットカード取引等に関する教材等を提供しており、今後も掲載内容の充実を図るほか、的確な情報提供や利便性の向上に向けて、消費者教育ポータルサイトの改修を行うなどして、消費者への情報提供の環境を整備していく。【消費者庁】

(参考：消費者教育推進会議)

- ・平成 24 年 8 月に成立した「消費者教育の推進に関する法律」に基づき消費者庁に設置。
- ・会議の委員は 20 名で、消費者、事業者及び教育関係者、消費者団体、事業者団体その他の関係団体代表者、学識経験関係行政機関の職員などで構成。幹事には 13 省庁がメンバーとなっている。
- ・同会議は毎年度 2～3 回開催し、同会議傘下の 3 小委員会も随時開催しており、事務局は消費者庁。

(民間に期待される取組)

- (一社)日本クレジット協会においては、既に、消費者教育という観点から、多数の事業を実施してきたところ、今後は、これまでの取組の効果を検証するとともに、引き続きこれを継続・発展させることが期待される。

(参考：(一社)日本クレジット協会の消費者教育事業の例)

- ・全国の高等学校約 5000 校に案内等を行い、希望する学校(昨年度は約 370 校)に対し、消費者教育のための教材を無料で配布すると共に、必要に

応じて講師を派遣。

- ・ 文科省や経団連主催のイベントに資料の提供や講師の派遣を実施。
- ・ 一般向けにパンフレットやリーフレットの作成・配布 等

3. 公的分野の効率性向上の観点からの電子決済の利用拡大

(1) 公的納付金の電子納付の一層の普及【IT室[○]、関係省庁】

納税者が自宅でも納税が可能となる電子納付については、既に国税のe-TaxではPay-easy！（ペイジー）に対応しているほか、一部の自治体では、自動車税など税金やふるさと納税等をクレジットカード等で納付することが可能となり始めているが、全国的に見ると可能な自治体は少なく、税目等も一部である。

①「日本再興戦略改訂」策定後の進捗

- 内閣官房及び関係省庁は合同でクレジットカード事業者、オンライン決済システム事業者などから地方公共団体の公金クレジットカード決済の実態等についてヒアリング及び意見交換を数次にわたり実施。
- 内閣官房において、マイナンバー制度で構築されるマイポータル／マイガバメントへの電子決済ポータル機能の付加を検討。

②今後の対応

（政府の取組）

- 政府は、平成29年1月に運用開始予定のマイポータル／マイガバメントに電子決済ポータル機能を設け、平成29年1月の運用開始時を目途にマイポータル／マイガバメントからシームレスにクレジットカード決済等、公金の電子的な納付が可能となるような所要の措置の検討を行う。
- そのため、平成28年度予算において必要な予算を措置の上、システム対応等を行う。
- 地方税の納付方法については、納税者の利便性の更なる向上を図る観点から、クレジットカード納付等電子納付の導入団体数の増加を図るため、各自治体における納税者のニーズや自治体の負担する導入・維持コストを踏まえながら、自治体に対する助言や情報提供を行う。
- 自治体等に対して、クレジットカード等電子収納の先行事例等を共有し、各自治体への電子収納の導入を促進する。
【IT室、社会保障改革担当室、総務省】

（自治体に期待される取組）

- 昨今の状況変化を踏まえ、必要に応じて、地方税等の電子納付に必要な制度整備等の検討を行う。

- 地方税におけるクレジットカード収納については、既に、自動車税、軽自動車税、個人住民税、固定資産税等を中心に、16都府県、51市区町で導入済みである。
今後は、各自治体において、電子収納に適したシステムを構築することが期待される。その際、マイナンバー制度導入等の関連する制度変更やシステム更新を捉え、効率的に行っていくことも考えられる。

(2) 官公庁におけるクレジットカード決済による費用対効果に優れた調達の促進【行革事務局[○]、関係省庁】

官公庁では海外出張時の経費、高速道路料金、水道料金の支払いといった場合に、現金からクレジットカードへ決済の方法を変えることで、現金での取扱を減らし、事務負担の軽減を図っている。また、経済産業省・財務省において、インターネットでの少額物品の購入にクレジットカード決済が活用されているところ。

こういった点を踏まえつつ、公的分野の効率性向上の観点から、クレジットカード決済による費用対効果に優れた調達の促進を図っている。

① 「日本再興戦略改訂」策定後の進捗

○現状、クレジットカードは、毎年度クレジットカード会社を公募等により選定しており、選定の結果、クレジットカード会社に変更されることにより、クレジットカード番号も変更されることとなる。会計担当者においては年度末の業務と併せ、クレジットカード番号切り替えの作業も発生している。切り替えの作業において、水道料金の請求先クレジットカード会社の間違いといった問題点等も生じているため、各省庁はクレジットカード番号の複数年度利用を望んでいる。

また、クレジットカード会社も通常複数年度利用可能なカードが、最短1年で返納されてしまうリスクが解消される。

行革事務局及び財務省は、各省庁が保有するクレジットカード番号が複数年度利用できるよう会計制度上の整理を行った。

○行革事務局主催で「効果的な取組事例」の情報共有会議を開催し、経済産業省会計課職員を講師に招き「少額な調達におけるインターネット取引の活用」について各府省への講演を行った。(参加府省数：19機関、参加人数：63人)

② 今後の対応

(政府の取組)

○各省庁に対して、クレジットカード番号の複数年度利用が可能な旨の周知をすることとする。【行革事務局・各省庁】

以上